

縁(ゆかり)通信

(女性とシニアに役立つ情報をお伝えします)

4月「卯月」桜の咲く季節になりましたが、同時に花粉症の方には辛い時期かもしれません🐼

キーワード『戸籍も種類があるんです』

戸籍ってひとつじゃないの？

(前回までのあらすじ)新しい法律が出来たり変更されていることがあるが、知らないと損をするな…だがこういう情報はなかなか知る機会がないと思ったのだった。

号外が続いてしまいましたが、話は戻り戸籍について……(令和5年12月第20号の続き)

由花里「話が色々逸れてしまったけれど、相続人を調べなければダメなんだってことは、分かってくれたんだよね？」

秋子「そうだった、戸籍謄本が必要で、便利な『広域交付制度』が出来たってことね。

でも、母が生まれてから死亡するまでって言ってたよね？」

由花里「よく理解してくれている、すごい！」

秋子「まあね(笑)でも、なぜ出生まで必要なの？イマイチよく分からない…」

由花里「秋子も、春男さん(秋子の父)も、子供は3人だけって言ったけど…」

あ、また怒らないでよ👩🏻

お母さんが春男さんと結婚する前に、実は離婚していたとか、子供を産んでいたとか
そういうことがないのか、戸籍を取得すると分かるからなんだよね。

私の経験では、戸籍を取って『知らなかった』ってことが結構あるのよ～」

秋子「え～そんなこと、あるんだね。どっちにしても、その戸籍を取らないと相続手続きが出来ないんでしょ。誰でも戸籍を取れば分かるものなのかな？」

由花里「前にちょっと話したけど、戸籍が『一連』つながっていないとダメなところがミソなので、戸籍について説明するね」

秋子「いや、いいわ👩🏻 難しそうだし、任せた👩🏻」

由花里「あはは、ではお任せください」

秋子には断られましたが、今回は戸籍について説明したいと思います。

戸籍謄本を取得した後に、相続手続きの書類を簡略化できる制度についても説明しています「ふーん」という程度でよいので読んでみてくださいね。

相続だけでなく『家系図を作りたい』という方も少しは役にたつかもかもしれません。

戸籍は明治5年から作られたと言われ、現在請求できるのは明治19年からのものとなります。

